

第32回原子力災害対策本部会議

第2回原子力防災会議

合同会議 議事録

原子力災害対策本部事務局

原子力防災会議事務局

平成 25 年度（第 32 回）原子力災害対策本部会議・
(第 2 回) 原子力防災会議 合同会議

平成 25 年 9 月 3 日
10:25 ~ 10:50
官邸 4 階 大会議室

議事次第

議題 1. 東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題への対策について

議題 2. 地域防災計画の充実に向けた今後の対応について

議題 3. 原子力総合防災訓練の実施について

議題 4. 原子力災害対策マニュアルの改訂について

出席者一覧

安倍 晋三	内閣総理大臣
麻生 太郎	内閣法第九条の第一順位指定大臣（副総理） 財務大臣 内閣府特命担当大臣（金融） デフレ脱却・円高対策担当
新藤 義孝	総務大臣 内閣府特命担当大臣（地方分権改革） 地域活性化担当 道州制担当
谷垣 複一	法務大臣
鈴木 俊一	外務大臣 (代理) 外務副大臣
下村 博文	文部科学大臣 教育再生担当
田村 憲久	厚生労働大臣
林 芳正	農林水産大臣
茂木 敏充	経済産業大臣 内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構） 原子力経済被害担当 産業競争力担当
太田 昭宏	国土交通大臣
石原 伸晃	環境大臣 内閣府特命担当大臣（原子力防災）
小野寺 五典	防衛大臣
菅 義偉	内閣官房長官 国家安全保障強化担当
浜田 昌良	復興大臣 (代理) 復興副大臣
古屋 圭司	国家公安委員会委員長 拉致問題担当 国土強靭化担当
山本 一太	内閣府特命担当大臣（防災） 内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策　科学技術政策　宇宙政策） 情報通信技術（IT）政策担当 海洋政策・領土問題担当

伊達 忠一	女性活力・子育て支援担当 内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全 少子化対策 男女共同参画） (代理) 内閣府副大臣
甘利 明	経済再生担当 社会保障・税一体改革担当 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
稻田 朋美	行政改革担当 公務員制度改革担当 クールジャパン戦略担当 再チャレンジ担当 内閣府特命担当大臣（規制改革）
赤羽 一嘉	経済産業副大臣 兼内閣府副大臣
秋野 公造	環境大臣政務官 兼内閣府大臣政務官
加藤 勝信	内閣官房副長官
世耕 弘成	内閣官房副長官
杉田 和博	内閣官房副長官
小松 一郎	内閣法制局長官
米村 敏朗	内閣危機管理監
田中 俊一	原子力規制委員会委員長
池田 克彦	原子力規制庁長官
黒木 康英	内閣府大臣官房原子力災害対策担当室長

配付資料一覧

議事次第

資料 1 東京電力（株）福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する
基本方針（案）

資料 2 地域防災計画の充実に向けた今後の対応（案）

資料 3 原子力総合防災訓練の実施について

資料 4 原子力災害対策マニュアルの改訂について

参考 1 福島第一原子力発電所における汚染水問題への対策

参考 2 原子力発電所周辺自治体の地図

参考 3 原子力発電を巡る諸課題について（原子力発電関係団体協議会）

参考 4 原子力災害対策への国の支援に関する意見・要望について（全国原子力発電所所在市町村協議会）

参考 5 原子力災害対策特別措置法（抄）

参考 6 平成 25 年度原子力総合防災訓練計画（案）

参考 7 原子力災害対策指針の主なポイント

参考 8 原子力災害対策マニュアル（原子力事業所編）新旧対照表

(内閣総理大臣入室)

- 菅内閣官房長官 ただいまから第32回原子力災害対策本部及び第2回原子力防災会議の合同会議を開催いたします。

本日の議題は議事次第にある四つでございます。

初めに、議題1の東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題への対策について、茂木経済産業大臣、田中原子力規制委員会委員長から説明をお願いします。

(議題1)

- 茂木経済産業大臣 まず、資料1を御覧ください。

東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、汚染水の対応はいまだ解決に至っておらず、深刻化する汚染水問題を根本的に解決することが急務であります。今後は、東電任せにするのではなく、国が前面に出て、必要な対策を実行していく必要があります。その際には、従来のような逐次的な事後対応ではなく、想定されるリスクを広く洗い出し、予防的かつ重層的な対策を講じていきます。

まず、政府の体制を強化いたします。「廃炉・汚染水対策関係閣僚会議」を設置し、政府一体となった体制を構築いたします。また、「廃炉・汚染水対策現地事務所」を設置し、関係省庁から現場に常駐する職員も含め、国としての現場の体制を強化いたします。さらに、現地における政府、東京電力等の関係者の連携と調整を強化するため、「汚染水対策現地調整会議」を設置するとともに、地元のニーズに迅速に対応するため、「廃炉対策推進会議福島評議会」を活用してまいります。対策の工程管理についても徹底を図ってまいります。また、汚染水処理対策委員会などにおける専門的知見を活用し、可能な限り、各対策の前倒しを図ってまいります。

対策の実行に当たっては、技術的難易度が高く、国が前面に立って取り組む必要があるものについて、財政措置を進めていくこととし、凍土方式

の陸側遮水壁の構築及び高性能な多核種除去設備、いわゆるALPSといわれているものであります。これの実現について、事業費全体を国が措置いたします。まずは、本年度の予備費を活用して、早期の事業開始を促してまいります。また、周辺海域等のモニタリングを強化するとともに、海洋等における放射線量の状況についての正確な情報等を迅速に発信し、風評被害を防止してまいります。また、原因の究明や対策の進捗状況、周辺環境や食品への放射線量の状況等について英語等での国際広報も行ってまいります。

もう1点、汚染水対策の基本方針と具体策について、参考資料1-1を御覧ください。

まず、大量の汚染水が発生し、増加することで管理を困難にしている現状を解消するため、汚染水問題の根本的な解決に向けて、三つの基本方針、一つは、汚染源を取り除く、二つ目に汚染源に地下水を近づけない、三つ目は、汚染水を漏らさない、海に放出しないという基本方針のもと、対策を講じてまいります。

次に、具体策として、第1に、汚染源を取り除くため、原子炉建屋地下等のトレーニング、いわゆる溝の中にたまっている高濃度汚染水を除去し、また、国費でより高性能な多核種除去設備を整備して高濃度汚染水の浄化を加速してまいります。

第2に、汚染源に地下水を近づけない方策として建屋を取り囲む凍土方式の遮水壁の設置等、国費で行ってまいります。

第3に、汚染水を漏らさない、海に流出させないために、水ガラスによる壁の設置や海側遮水壁の設置等を多重的に行ってまいります。

また、今般のタンクからの汚染水の漏えい問題は、阿武隈山系のほうから敷地周辺に流れてくる毎日1,000tの地下水が汚染源にふれることによって汚染水が大量に発生するという構造的問題というよりも、むしろ、管理体制の問題であります。

もう一枚の図表、参考資料1-2において、タンクの管理体制を強化する六つの対策をお示ししております。

この六つの対策によって管理体制を強化するとともに、今、ボルト締め

タンクが主流ですが、それを溶接型のタンクに入れ替えてまいります。

以上、これらの対策をパッケージで実施することにより、汚染水問題の早期解決に向け、道筋をつける決意あります。

この基本方針案につきまして、ぜひお集まりの皆様の忌憚のない御意見、御議論をいただき、原子力災害対策本部としての意志決定をいただきたくお諮り申し上げます。

以上です。

○ 菅内閣官房長官 それでは、田中原子力規制委員会委員長から説明をお願いします。

○ 田中原子力規制委員会委員長 原子力規制委員会委員長の田中でございます。

東京電力福島第一原子力発電所の汚染水問題は非常事態であり、原子力規制委員会としても通常の規制機関の枠を超えた取組・支援をしているところでございます。汚染水対策は、後手に回ることのないよう迅速に行うこと、抜けや不備がないように徹底的に行うこと、すぐ故障しないよう、耐久力を持たせ、対策を講じていくことが必要であります。この点について、東京電力を十分に指導していただくことが必要かと思います。

また、タンク、トレンチに目が行きがちですが、汚染水の源であるタービン建屋対策に万全を期すことが不可欠であります。計画中の対策も重要でありますが、さらなる抜本対策が必要となる可能性もあります。技術的には非常に難しい課題ですが、原子力規制委員会としても技術的支援を行う覚悟でおります。

また、本件に関しては、放射線計測や周辺モニタリングも重要であります。原子力規制委員会が中心的役割を果たしていく所存であります。引き続き、しっかりと対応していきたいと考えております。

以上でございます。

- 菅内閣官房長官 ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願ひいたします。
- 林農林水産大臣 汚染水への対策は、これまで東京電力が主体となって行われてきましたが、漏洩事故等の問題が後を絶たず、9月1日からの試験操業が見送られるなど、水産業に与える悪影響も大きく、大変遺憾に思っているところです。
- 全漁連をはじめとする漁業関係者の方々も、国主導の下で一日も早い抜本的解決を求めている中、今回お示しいただいた基本方針は時宣を得たものと考えています。
- 農林水産省としても、水産物のモニタリングへの支援、風評被害の抑制、試験操業への支援を含め、漁業者の方々が操業再開へ向けて希望を持っていけるようにしっかりと取り組んでまいります。特に3原則の中の「漏らさない」というところを関係省庁とも協力しつつ、しっかりと対応してまいります。
- 菅内閣官房長官 ほかに御意見、御質問がございましたら、よろしくお願ひいたします。
- 甘利経済再生担当大臣 汚染水問題に関しては、現状のALPSの不具合をまず修正して浄化を加速するとともに、更に高性能なALPSを設置して、浄化に係る取組を一層加速させていくことでしょうか。
- 茂木経済産業大臣 いわゆる汚染水を除去する装置は、今作られているものはALPSと呼ばれ、三系統ありますが、うち1つを、9月を目処に動かす計画で進めています。
- 建屋の近くで、これからサブドレインによるくみ上げを始めるところですが、これは多少汚染されており、除去することが必要です。今後、汚染水の貯蔵量は相当増えてくるため、除去装置は三系統では足りなくなっています。

このため、バージョンアップをした除去装置については、緊急性がありますが、技術的な難度があります。これを、国が責任を持って進めたいと考えているところです。

- 菅内閣官房長官 それでは、東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針を案のとおり決定することについて、御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

- 菅内閣官房長官 ありがとうございました。
次に、議題2の地域防災計画の充実に向けた今後の対応について、石原環境大臣から説明をお願いいたします。

(議題2)

- 石原環境大臣 資料2に基づき御説明をさせていただきたいと思います。
原子力災害対策指針により、原子力発電所から概ね半径30km圏内を原子力災害対策重点区域とするなど新しい原子力防災の枠組みが整備され、各自治体において地域防災計画の策定が進められているところでございます。地域防災計画は内容の具体性や実効性が重要であり、避難計画や要援護者対策の具体化等を進めるに当たって、自治体のみでは解決が困難な対策について、国の積極的な支援が期待されているところでもございます。このため、今後の対応として、原子力防災会議及び内閣府を中心に二つの取組を進めたいと考えております。

第1に、内閣府が原子力発電所の所在する地域ごとに課題解決のためのワーキングチームを設置して、関係省庁とともに、関係道府県・市町村の地域防災計画・避難計画の充実化を支援してまいりたいと考えております。

第2に、原子力防災会議及び原子力防災会議幹事会において、地域防災計画・避難計画等の充実化の内容や進捗を順次確認します。

以上の取組により、政府を挙げて地域の防災計画の充実化を支援してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

- 菅内閣官房長官 ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願ひいたします。

(なし)

- 菅内閣官房長官 それでは、地域防災計画の充実に向けた今後の対応を案のとおり決定することについて、御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

- 菅内閣官房長官 ありがとうございました。
残る議題は報告事項ですので、御意見、御質問は最後にまとめてお受けしたいと思います。
それでは、議題3から順次説明をお願いいたします。

(議題3)

- 黒木内閣府大臣官房原子力災害対策担当室長 それでは、原子力総合防災訓練の実施につきまして、資料3に基づき説明をさせていただきます。

原子力総合防災訓練は、原子力災害対策特別措置法に基づき、国、自治体、電力事業者、地域住民が合同で原子力緊急事態を想定して実施する訓練でございます。

今回の訓練は、本年10月上旬に、九州電力株式会社川内原子力発電所を対象とし、地震に伴う原子力緊急事態の発生を想定し、実施する予定でございます。官邸では原子力災害対策本部の設置及び開催、現地では実際に住民避難を実施するなど、実態に即した訓練となります。

これまでの訓練が福島の事故対応に資することができなかつた反省、教訓を踏まえまして、あらかじめ用意された、いわゆる発話集（発言要領）に頼らず、実際の災害場面に近似した状況において訓練を実施いたします。

次に、国、自治体、電力事業者を同時に訓練いたしまして、事故進展に連動した各機関の連携を確認いたします。

3点目として、事故が進展し、放射性物質が放出された以降の対応についても訓練を実施いたします。

以上でございます。

(議題4)

- 池田原子力規制庁長官 引き続き、議題4について、資料4に基づき説明させていただきます。

原子力災害発生時の政府の対応につきましては、原子力防災会議幹事会が作成する原子力災害対策マニュアルで定めているところでございます。

今般、原子力規制委員会が策定いたしました原子力災害対策指針を踏まえ、主に次の3点を改訂いたしました。

第一に、住民の避難等の防護措置の実施について、指針が示す判断基準に基づき、原子力災害対策本部が指示をするという点を明記いたしました。

第二に、国が立ち上げます緊急時モニタリングセンターを中心とする体制について明記いたしました。

第三に、安定ヨウ素剤の服用につきまして、原子力規制委員会が判断し、原子力災害対策本部が指示することを明記いたしました。

なお、10月の原子力総合防災訓練は、この改訂をいたしました本マニュアルの内容で実施する予定としております。

以上でございます。

- 菅内閣官房長官 ありがとうございました。

以上の説明に対して、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願ひをします。

(なし)

- 菅内閣官房長官 ありがとうございます。
最後に、安倍総理から御発言をお願いします。
ここで報道関係者が入りますので、少々お待ちください。

(報道関係者入室)
(締めくくり挨拶)

- 安倍内閣総理大臣 東京電力福島第一原子力発電所の汚染水問題については、東電任せにせず、政府が前面に立ち、解決に当たることといたしました。

本日、従来のような場当たり的な事後対応ではなく、汚染水問題の根本的な解決に向け、汚染水対策の基本方針を取りまとめました。この基本方針を確実に実施するため、廃炉・汚染水対策関係閣僚会議を設置し、政府の総力を挙げて、対策を実施いたします。あわせて、必要な財政措置を講じます。また、政府、東京電力等の関係者の連携と調整を強化するとともに、立地自治体や地元のニーズに迅速に対応するため、現地体制を抜本的に強化いたします。関係閣僚は、体制の充実に協力をし、早急にその具体化を図っていただきたいと思います。加えて、国民への情報提供はもちろんのこと、国際社会への正しい情報発信も強化いたします。汚染水問題を含め、福島第一原発の廃炉を実現できるか否か、世界中が注視しています。政府一丸となって、その解決に当たってまいります。

一方、原子力発電所の周辺の方々の安心を格段に高めるため、各地域の実態に応じて、避難計画の抜本的な充実・強化を図ります。本日決定した対応方針に基づき、関係府省を挙げて各地域の問題解決に真剣に取り組んでいただきたい。その進捗状況は隨時確認してまいります。

原子力総合防災訓練については、事故後、初の実施となりますが、重大事故の際に迅速に対応し、確実に住民の安全を守ることができるよう、緊

張感を持って取り組んでいただきたいと思います。

- 菅内閣官房長官 報道関係者の方は御退出を願います。

(報道関係者退室)

- 菅内閣官房長官 これをもちまして、第32回原子力災害対策本部会議・第2回原子力防災会議合同会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

以上